

平成 29 年第 2 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 3 月 1 日 (水曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 行政監査の報告
 - 2) 公の施設の指定管理者監査の報告
 - 3) 例月出納検査の報告 (平成 28 年 12 月分、平成 29 年 1 月分)
 - 4) 平成 29 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 5) 平成 29 年第 1 回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 6) 平成 29 年第 1 回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明
 - 請願・陳情上程 (委員会付託)
- 第 5 陳情第 1 号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律再賃制の実現、中小企業支援の拡充を
求める陳情
- 第 6 陳情第 2 号 共謀罪 (テロ等組織犯罪準備罪) 法案の国会提出に反対する陳情
 - 議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 7 同意第 1 号 副町長の選任について
 - 議案上程 (説明)
- 第 8 議案第 6 号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更について
- 第 9 議案第 7 号 町道の認定について
- 第 10 議案第 8 号 町道の廃止について
- 第 11 議案第 9 号 美郷町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 10 号 美郷町水道事業給水条例の制定について
- 第 13 議案第 11 号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定に
ついて
- 第 14 議案第 12 号 美郷町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例の制定について

- 第15 議案第13号 美郷町特別会計条例の全部改正について
- 第16 議案第14号 美郷町簡易水道事業基金条例及び美郷町簡易水道布設事業費分担金徴収条例の廃止について
- 第17 議案第15号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第18 議案第16号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第19 議案第17号 美郷町職員定数条例の一部改正について
- 第20 議案第18号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第21 議案第19号 美郷町公園設置条例の一部改正について
- 第22 議案第20号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第23 議案第21号 美郷町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第24 議案第22号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第25 議案第23号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第26 議案第24号 美郷町水道事業会計への繰入額について
- 第27 議案第25号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第11号
- 第28 議案第26号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号
- 第29 議案第27号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号
- 第30 議案第28号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第31 議案第29号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号
- 第32 議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	7番	深澤均君
8番	武藤威君	9番	泉美和子君
10番	細井邦男君	11番	熊谷隆一君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右門君
14番	森元淑雄君	15番	熊谷良夫君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

6番 泉 繁夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

6番、泉 繁夫君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、細井邦男君、11番、熊谷隆一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月1日から3月16日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長への報告を求めます。

議会運営委員長、中村美智男君、登壇願います。

（議会運営委員長 中村美智男君 登壇）

○議会運営委員長（中村美智男君） おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

2月22日、招集告示されました平成29年第2回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

はじめに、本定例会の会期は、本日3月1日から16日までの16日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針演説があり、陳情を上程し、続いて、同意第1号を上程し、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第6号から議案第30号までを上程し、終了の予定です。

3月2日は本会議を休会する予定です。

3月3日は午前10時から本会議を再開し、議案第31号から議案第36号までを上程し、終了の予定です。

3月4日から6日までは本会議を休会し、6日正午には一般質問の通告締め切りとする予定でございます。

3月7日は午前10時から本会議を再開し、議案第6号から議案第30号までの質疑、討論、表決を行い、続いて議案第31号から議案第36号までの総括質疑を行い、予算特別委員会を設置、付託し終了の予定です。

3月8日から12日までは本会議を休会し、3月8日及び9日には予算特別委員会を開催し予算審議を行い、10日には必要に応じて関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

3月13日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月14日及び15日は本会議を休会し、14日には必要に応じて関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

3月16日は午前10時から本会議を再開し、議案第31号から議案第36号までの予算審査の結果について委員長報告、討論、表決を行います。その後、陳情審査結果について、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

また、なお会期中の3月11日に東日本大震災から6年となります。例年であれば会議等に先立ち、震災にて犠牲者になられた方々に追悼の意を表し黙禱を捧げておりましたが、ことしは土曜日のため、各自に対応していただくことを申し上げましたので、よろしくお願ひします。

以上、報告申し上げます。

訂正いたします。大変済みませんでした。先ほど、町長の「施政方針演説」ということで説明したんですが、「施政方針説明」でありますので、訂正願ひます。済みませんでした。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より行政監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より公の施設の指定管理者監査の結果報告がありました。

3として、町の監査委員より例月出納検査（平成28年12月分及び平成29年1月分）の結果報告がありました。

4として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成29年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成29年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

6として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成29年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成29年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、町奨学資金の納付催告書が誤って発送された件についてご報告いたします。

2月22日、教育総務課の職員が町奨学資金の納付催告の文書を15名の方々に発送しましたが、23日夕方、そのうちの1件の方から別人宛ての文書が届いたとのご連絡をいただきました。すぐにそのご家庭を訪問して謝罪し、当該文書を回収するとともに、発送した全員にご連絡し、開封

せずに回収にご協力くださるようお願いしました。町内及び近隣市にお住まいの方の11通は、24日までに回収が終了し、首都圏など遠方にお住まいの方の残り4通については返信返送用封筒を発送し、現在はその到着を待っているところです。

開封状況ですが、回収済み11通のうち2通が開封されており、未回収分につきましては、電話での聞き取りの結果、4通のうち1通が開封されておりました。納付催告書には住所は記載しておりませんが、氏名と年度内に納付すべき金額という個人情報に記載されております。他者に個人情報を知られてしまった3名の方々には、教育総務課の職員がご家庭を訪問し、事情を説明し、おわびを申し上げました。また、そのほかの方々についてもおわびの文書をお送りしております。

このような事態を起こしてしまったことを関係者の皆様に心からおわび申し上げます。個人情報の取り扱いについて十分に留意するよう改めて職員に指導するとともに、確認を徹底するなど再発防止に努めてまいります。このたびは、まことに申しわけありませんでした。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」についてご報告いたします。

1つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、起業者等総合支援事業の本年度の対象件数は4件で、その内訳は美容室が2件、飲食店が2件となっております。また、2月2日から4日にかけて東京都大田区内で開催された大田工業フェアに町内の事業者2者が出展いたしました。この展示会は、すぐれた技術・技能を広くアピールすることで新たなビジネスチャンスの創出を目的に毎年開催されているものです。今後も既存企業の事業活動に対する支援とともに、起業を目指す事業者へ支援してまいります。

2つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、1月18日、日本航空株式会社秋田支店の職員を講師にお招きし、「JAL折り紙ヒコーキ教室」を開催しました。町内の認定こども園の5歳児約130人が参加し、よく飛ぶ紙飛行機づくりにチャレンジしました。

また、2月4日、5日に日本航空株式会社社員による地域貢献活動ウインターキャンプを開催しました。日本航空株式会社社員17人が来町し、独居高齢者宅の除雪活動を行ったほか、滞在型観光の推進に向け、郷土料理づくりや天筆書き体験などをしてもらい、体験型観光と宿泊施設に関するワークショップを開催しました。

加えて、2月15日、16日、東京都大田区職員4人が来町し、次年度事業に向けた打ち合わせを行ったほか、国の重要無形民俗文化財である「六郷のカマクラ」を視察しました。今後も、友好都市や企業との連携協力協定に基づく相互交流を推進し、町の産業振興、観光PR、交流人口の増加につなげてまいります。

次に、この冬の降雪等の状況についてですが、町内5カ所の観測地点の平均積雪量は1月16日の94センチメートルが最大で、降雪、積雪とも比較的落ちついた状況で推移いたしました。

早朝一斉除雪の出動回数は、11月が1回、12月が8回、1月が10回、2月が11回で計30回となっており、昨年同時期と比べ5回の増となっております。また、2月末現在の雪に関する事故については、重傷者が3人、軽傷者が2人の報告を受けております。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

はじめに、商工観光交流課関係ですが、県内市町村等で構成する秋田県企業誘致推進協議会において、1月24日、関西地区企業懇談会が大阪府内で、翌25日、関東地区企業懇談会が東京都内でそれぞれ開催され、関西地区約50社、関東地区約160社へのアピールのほか、参加した町内進出企業5社と情報交換を行いました。

また、2月15日、ハローワーク、県及び仙北地域の3市町で組織する仙北地域雇用促進連絡会議が大曲仙北地域の高校2年生約400人を対象に、仙北地域企業説明会を開催しました。この説明会は、企業の人材確保と地域の雇用を促進するため開催されたもので、企業34社が参加しました。町では、こうした取り組みへの支援により雇用の拡大につなげてまいります。

農政課関係ですが、平成29年産米の生産数量目標については昨年12月26日付で県から通知があり、米の生産数量目標は1万9,849トン、面積換算で3,387.2ヘクタールと昨年より310トン、面積換算で52.9ヘクタールの減となっております。町では、美郷町地域農業再生協議会を1月27日に開催し、基準反収を586キログラムとし、生産数量目標の配分率57.1%、転作率は42.9%で全町一律配分と決定し、2月1日付で農業協同組合などの認定方針作成者に通知し、全ての生産者に配分されております。

また、平成29年度の水田活用の直接支払交付金については、同協議会において2月28日、作物別の交付単価を協議し、決定いたしました。その内容を含め、平成29年度の農業施策に関する説明会を3月10日に開催し、国・県の施策等もあわせ農家等へ周知を図ってまいります。

また、農業実践者や専門家を講師としてお招きし、これからの農業経営を考えるきっかけづくりを目的とした農業経営塾を10月から計4回開催し、認定農業者や集落営農組織の方など延べ47人が受講しております。

県の農地中間管理機構への農地の出し手は2月末で99農家、112.76ヘクタール、受け手は62経営体となっており、経営の規模拡大、担い手への農地の集積がさらに進んでおります。

建設課関係ですが、12月から2月末までの発注状況については、道路改良舗装工事2件、歩道整備工事4件、橋梁補修工事3件をそれぞれ発注済みです。

生涯学習課関係ですが、公民館改修工事が3月17日に終了し、3月22日より供用開始となる予定です。

スポーツ振興関係では、1月9日、タイ王国バドミントン協会パッターマー会長ご夫妻が来町され、美郷総合体育館「リリオス」と宿泊交流館「ワクアス」などをご視察いただきました。その際、パッターマー会長からは、タイ王国ナショナルチームの事前合宿地として美郷町は自然に囲まれ安全に練習できる環境が整っているとのことをご意見を頂戴したところであり、今後も誘致に向けた取り組みを強化してまいります。

1月28日、29日、2月4日、5日の4日間にわたり、リリオスを主会場に第1回魁星旗争奪少年フットサル大会が開催され、県内84チームが熱戦を繰り広げるとともに、ワクアスほか町内の宿泊施設で交流を深めていただきました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

同意第1号「副町長の選任について」ですが、佐々木敬治氏を引き続き副町長に選任したく同意を求めるものです。

議案第6号「秋田県町村電算システム共同事業組合理約の変更について」ですが、同規約の一部変更についてお諮りするものです。

議案第7号「町道の認定について」及び議案第8号「町道の廃止について」ですが、町道の改良に伴いお諮りするものです。

議案第9号「美郷町水道事業の設置等に関する条例の制定について」、議案第10号「美郷町水道事業給水条例の制定について」、議案第11号「美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」、議案第12号「美郷町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第13号「美郷町特別会計条例の全部改正について」及び議案第14号「美郷町簡易水道事業基金条例及び美郷町簡易水道布設事業費分担金徴収条例の廃止について」ですが、簡易水道事業を地方公営企業法適用による水道事業とするためお諮りするものです。

議案第15号「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、いわゆる番号法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備したくお諮りするものです。

議案第16号「財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、財政健全化の取り組みに伴い関係条例の規定を整備したくお諮りするものです。

議案第17号「美郷町職員定数条例の一部改正について」ですが、第3次美郷町職員定員適正化計画の策定及び地方公営企業法適用による水道事業の開始に伴い、職員定数の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第18号「美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について」ですが、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額等について改正したくお諮りするものです。

議案第19号「美郷町公園設置条例の一部改正について」ですが、平場の森公園を新たに設置するためお諮りするものです。

議案第20号「美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」ですが、消防団員の定員変更及び機能別消防団員制度を導入するためお諮りするものです。

議案第21号「美郷町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、委員の任期を定めるためお諮りするものです。

議案第22号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」、議案第23号「美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について」及び議案第24号「美郷町水道事業会計への繰入額について」ですが、一般会計からの繰り入れにより、各事業の円滑な推進を図るためお諮りするものです。

議案第25号「平成28年度美郷町一般会計補正予算第11号」についてですが、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金の増額、大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金の増額、中小企業振興資金保証料補給等補助金の増額及び大規模肉用牛団地整備事業補助金の追加、その他事業の実績及び実績見込みによる事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正等についてお諮りするものです。

議案第26号「平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号」、議案第27号「平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号」、議案第28号「平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号」、議案第29号「平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号」及び議案第30号「平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」についてですが、実績見込みによる歳入歳出予算の補正等についてお諮りするものです。

なお、議案第31号から議案第36号までの平成29年度一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算については、平成29年度施政方針で詳細を申し述べますのでご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

次に、本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に引き続きまして、平成29年度の町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

美郷町は誕生から13年目に入りました。この間、町民各位並びに議員各位には温かいご理解とご協力をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、町では、まちづくりの将来像を「いやしの郷・にぎわいの郷 豊かさを実感できるまち美郷」とした第2次美郷町総合計画を平成27年4月からスタートさせておりますが、その将来像の迅速な具現化に向けて、同年10月に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生美郷版総合戦略も総合計画に包含し、地域の特徴を生かした自立的かつ持続的な社会の創生並びに魅力ある地域づくりに各般の施策を計画的に実行してきているところです。

これまでの取り組みで、それぞれの分野において一定の成果は得ているものと認識しておりますが、地域づくりに影響を与える人口については、残念ながら減少し続けているところです。こうした状況を踏まえ、今後も努力の継続が求められますが、そうした努力を少しでも人口減少の歯どめになるよう美郷町に対する愛郷心を育むこと、そして美郷町に住む、あるいは住み続ける意思を育むことを核心に掲げながら、今後の展開に注力してまいりたいと存じます。

また、こうした展開を支えているのは申すまでもなく財政ですが、主な財源である地方交付税は、平成27年度から漸減期間に入っております。そのため、平成26年度から普通交付税の一本算定に伴う財政健全化の取り組みに着手しているところではありますが、平成29年度は、補助費について検討し、歳入構造の変化に適切に対応してまいります。

さらに、社会経済情勢の変化や行政を取り巻く環境の変化により、新たな行政ニーズや課題等も生ずることから、そうしたことにもしっかりと対応できる財政体質を目指し、今後も町民各位並びに議員各位のご理解とご協力のもと、各般の取り組みを推進してまいりたいと考えているところです。

こうした状況を踏まえた上での平成29年度予算案の概要についてですが、一般会計予算案は108億4,295万3,000円で、平成28年度と比べ1.7%の減となっております。

まず、歳入について申し上げます。

町民税については、28年産米の概算金に伴う農業所得の増収を見込み、町民税の増額を見込んでいるほか、軽自動車税についても増額を見込み、計上しております。

地方交付税については、平成28年度と同様、普通交付税の一本算定に伴う減額等を勘案し、前年度を下回る見込みで計上しております。

町債については、過疎対策事業債と合併特例債を事業により選択するとともに、プライマリーバランスに留意し、起債額が償還元金総額を上回らないように配慮したほか、繰入金については、公共施設整備基金や地域振興基金の取り崩し可能額を優先して繰り入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう財政調整基金からの繰り入れを控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

一般会計については、美郷版総合戦略を含む第2次美郷町総合計画の着実な推進を意識した予算編成に努めております。経常的な経費については、平成26年度からの財政健全化の取り組みを引き続き実施するとともに、平成28年度の取り組み科目である人件費についても反映させた予算編成を行っております。また、政策的経費については、重点的に取り組む施策や地方創生関連事業について積極的に財源を配分しております。

特別会計及び水道事業会計については、制度改正等の情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり適正な予算計上に努めました。

国民健康保険特別会計は、国保財政の安定化や保険税の平準化を目的とした保険財政共同安定化事業に係る平成27年度実績に基づいた交付金や拠出金の減額、国民健康保険被保険者数の減少に伴う保険給付費等を参酌し、対前年比で減額としました。

また、水道事業会計については、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、引き続き安全で安定した水道水を供給するため、国の指導に基づき地方公営企業法を適用した企業会計として予算編成を行っております。

各特別会計及び水道事業会計の予算案は、国民健康保険特別会計が29億1,296万1,000円で平成28年度と比較して3.1%の減、下水道事業特別会計が2億487万2,000円で3.9%の増、農業集落排水事業特別会計が2億1,358万7,000円で8.5%の増、後期高齢者医療特別会計が1億7,830万3,000円で4.2%の減、水道事業会計が4億1,301万9,000円で57.8%の減としております。

次に、第2次美郷町総合計画に定めるまちづくりの8つの目標の主な取り組みについて申し上げます。

「快適さを実感できるまち」についてですが、道路整備については、測量調査1路線、改良舗装工事6路線、歩道整備工事4路線、橋梁補修工事10橋を実施するほか、橋梁点検調査を継続して行います。

道路維持については、舗装工事7路線及び舗装補修工事8路線を実施し、道路環境の改善を推

進していきます。

また、河川維持については、大道川の護岸補修工事及びしゅんせつ工事を実施します。

除雪対策については、老朽化した除雪機械の更新や中央通り線の消雪用井戸修繕工事の実施など、除雪体制の充実強化を図ります。

水道事業については、引き続き安全で安定した水道水を供給するため、千畑地区の未普及地域に配水管約1.9キロメートル布設工事を実施するとともに、六郷地区の配水管約0.5キロメートル更新工事、六郷東部浄水場取水井戸1基の設置工事をそれぞれ実施します。

下水道と農業集落排水事業については、適正な施設運営に努めるとともに、未接続者に対してトイレ水洗化と生活雑排水浄化について啓蒙・啓発を行い、その接続を促進していきます。

「豊かな環境がひろがるまち」についてですが、環境保全については、前年度に引き続き古布回収を4回実施するほか、環境に有害とされる水銀を含むおそれのある蛍光灯、乾電池、ボタン型電池等の回収を本格実施することとしています。

水環境保全については、水資源を育む水源涵養林の保全等を目的に植樹事業を継続するとともに、町が保有する七滝水源涵養保安林の保全活用方法について構想を具現化していきます。また、水環境保全への意識啓発や環境整備を促進するため、「水の郷シンポジウム」や水環境学習の開催、清水周辺環境の整備や保全活動モデル地区への支援、合併浄化槽の整備支援を引き続き実施します。

「豊かな心で健やかに過ごせるまち」についてですが、平成26年度に策定した美郷町セルフケア推進方針に基づき、医療費の適正化と健康長寿を目標に、引き続き各般の事業を着実に実施していきます。

また、平成27年度に策定した美郷町データヘルス計画で、生活習慣病と高血圧、高血糖対策が医療費適正化のための課題と示されていることから、これらの予防対策をさらに進めるため、保健指導の充実や活動量計を用いた運動習慣の意識づけを行うとともに、活動量計記録の簡易データ化による健康指導、中強度のウォーキング実践ルートを新たに町内3カ所に設けるなど、さらなる健康増進を進めることとしています。

さらに、特定健診受診者の保健指導の強化や糖尿病の重症化予防対策、運動教室や健康教室の内容を充実していきます。

そのほか、がん患者の精神的・経済的負担を軽減するとともに、早期の社会復帰を促すため、がん患者用ウィッグへの助成を新たに行います。

介護予防生活支援については、介護保険制度の改正に伴い、4月から介護予防・日常生活支援

総合事業に着手します。これは地域の実情に応じたサービスの選択肢を増やししながら、より地域に密着した地域包括支援体制の構築を進め、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うというものです。

認知症に対する支援については、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームの設置や、認知症の人と家族及び地域、医療、介護の人々が連携して取り組む仕組みづくりとして、認知症ケアパスの作成に取り組むこととしています。

児童福祉対策については、児童虐待への対応など福祉的かかわりが必要な児童等への家庭訪問等の取り組みを強化していきます。また、こども館事業については、相乗効果を求めて類似事業との統合実施を図るほか、こども館については、需要が増加している放課後児童クラブの施設としても活用してまいります。

障害者福祉対策については、障害福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業を計画的に行っていくため、第5期美郷町障害福祉計画を策定します。また、社会福祉法人水光会が実施するかわ舟の里角間川の改築事業に対し助成することとしています。

「豊かで活力を生み育むまち」についてですが、小中学校で行われているふるさと教育、キャリア教育の充実を図るため、教育冊子や映像資料を作成し学習効果を高めるとともに、支援員を引き続き配置し、授業や子供たちの活動を支援します。

子どもの感性・創造力の育成については、引き続き、ふるさと納税の財源を活用し、美郷町の先人をテーマにした演劇を観劇するなど、本物の芸術に触れる機会を設けるとともに、今年度、美郷中の壁画を制作した大小島真木さんをお招きし、29年度は仙南小で制作していただきます。

子どもふるさと交流支援については、子供たちの体験を豊かにし、人間関係を形成する力を高めるため、宿泊体験活動や学校間交流を推進していきます。このうち、学校間交流では、友好都市である大田区での美郷中の交流活動や、41回目を迎える千畑小と御田小との児童相互訪問、仙南小と千駄木小との交流を行うほか、六郷小では大田区高畑小への児童訪問に向けた準備を進めます。

こども園の施設整備については、わくわく園のフェンス改修や砂場造成、遊具設置を行うほか、なかよし園の天井修繕やテラス等改修、遊具更新等を行い、園児の保育環境の向上を図ります。

学校給食センターについては、引き続き地元産食材の使用率を高め、給食を通じた郷土理解を深めることに注力するほか、調理環境の改善のため、南学校給食センターの冷房設備工事を実施します。

芸術文化事業については、学友館において新版画を確立した人物とされる川瀬巴水の展覧会を

大田区立郷土博物館の協力で開催するほか、タイ王国のホストタウンとして文化面での交流を推進するため、「タイ王国文化展」を在東京タイ王国大使館、国立民族学博物館の協力のもと開催します。歴史文化面については、交流人口拡大の拠点施設として活用するため、佐藤家蔵の移築事業、坂本東嶽邸の離れ座敷の改修を継続するほか、坂本東嶽邸の内蔵の整備もあわせて実施します。

スポーツ振興については、8月中旬から9月上旬に開催される第44回東北総合体育大会のバドミントン競技、自転車競技及び相撲競技が美郷町を会場に開催される予定で、大会の成功に向けて支援してまいります。また、2020東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致活動については、秋田県等と連携し、その実現に向けて取り組みを展開していきます。

社会教育については、成人教育の一環として美郷カレッジを計6回開催するほか、町民の郷土愛を育む取り組みとして、航空自衛隊北部航空音楽隊に依頼している町民歌及び小中学校の校歌の吹奏楽演奏のマスター音源が完成し、今後、町内の行事等で活用するほか、町民向けCDを製作し希望者に配付してまいります。また、生涯学習施設及びスポーツ施設を安全かつ快適に利用していただくため、公民館の外壁改修及び屋根の防水改修、南体育館の耐震化及び外壁改修等を実施します。

「交流でにぎわいと笑顔あふれるまち」についてですが、観光交流の充実については、交流人口の拡大に資するよう、引き続き自治体連携及び民間の協定企業との交流を推進していきます。

東京都大田区との連携については、大田区六郷自治会との交流を基幹としながら、保護者参加型の子どもガーデンパーティー関連事業を継続して実施し、交流の推進を図ります。また、長野県東御市、北海道中富良野町との交流については、相互の特産品の取り扱いの拡充等を通して交流を深め、相互に応援し合える体制を整えていきます。栃木県那珂川町については、相互の自治体が持つ地域資源の活用について協議を進めてまいります。

また、美郷町が有する水、森、田園、歴史、文化といった多様な資源を観光と交流人口拡大に生かすため、観光及び地域資源等調査を実施し、新たに美郷資源活用計画の策定に取り組みます。また、みずほの里ロードを大仙市、仙北市と連携して外国人向けのサイクリングコースとして整備するとともに、外国人観光客の誘客と受け入れ態勢を整え、町全体の交流人口の拡大を図っていきます。さらに、日本航空株式会社とは、町の魅力発掘及び観光客誘客につなげるよう、協働による新たな取り組みを展開してまいります。

土地農村交流の推進については、美郷町の豊かな自然環境で育てられた安全で安心な農産物等の販路拡大につなげていくため、引き続き農業体験ツアーや農産物オーナー制度の事業を展開し、

浸透を図ります。また、東京都大田区において、「ごはんの教室」を年2回開催するとともに、区内のイベントへの出展を通じて土地農村交流のPR活動を展開していきます。

移住・定住の推進については、移住・仕事支援総合窓口である「美郷暮らしサポートセンター」において、移住に関する情報発信や移住希望者等のニーズに即した支援を行い、移住・定住者の増加に向けて取り組んでいきます。また、ご結婚及びお子さんのお誕生をお祝いし、交流及び笑顔あふれるまちを目指すため、新たに町独自の記念婚姻届及び出生記念証を製作するとともに、婚姻届の際には、記念撮影が行えるコーナーを設置し、ご慶事をお祝いしてまいります。

「活力と働くよろこびが満ちるまち」についてですが、農業の振興については、平成30年産からの米の制度変更を踏まえ、今後も売れる農産物づくり、多様な販売ルートの確立、経営資源の最大活用、経営のリスク分散化など、農業経営の高位安定化と農家の所得向上に向けた各般の取り組みを推進してまいります。

具体的には、消費者が求める安全で安心な美郷産農産物の生産のため、特別栽培米として町内産の堆肥「美郷の大地」を活用した土づくりを推進するほか、関係機関との協議のもと、美郷ブランド品目や新興野菜を絞り込み園芸作物への取り組み意識を高めるとともに、農畜産加工品も含む出荷及び販売に係る経費への助成を拡充し、農業者等の生産意欲の向上を図ります。また、新規就農者を確保していくため、若い世代の方々を対象に農業の現状、魅力、取り組み事例を紹介するアグリミーティングを開催するほか、新規就農者が悩み相談や各種情報交換を円滑にできるよう、町内在住の若手農業者との連携体制について意を払ってまいります。また、営農に必要な技術や知識を習得するための研修等への助成を行い、地域農業のすぐれた担い手の確保、育成に努めます。

農業基盤の整備については、認定農業者等の経営の複合化等に必要な施設、機械等の整備導入を支援し、産地形成と収益性の高い農業経営を推進するほか、新規就農者の円滑な経営開始及び営農定着を図るため、機械施設等の導入を支援します。

基盤整備事業については、継続地区である本堂城回地区、金沢地区に加え、新たに畑屋中央地区への支援を実施します。また、新規採択希望地区の鑓田南谷地及び明田地野際地区については、調査計画への支援を行います。

薬用植物栽培の推進については、今年度、農業者が栽培したキキョウを収穫するとともに、多品目についても需要者との協議を深め、本格栽培に向けた体制整備に努めてまいります。

工業の振興については、美郷町中小企業振興条例に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進してまいります。具体には、企業の積極的な設備投資を促進するため奨励金の交付を

継続していくほか、中小企業の経営安定を図るため、町の融資制度を活用した保証料や利子補給等への支援を引き続き実施していきます。また、新たに創業者に対する中小企業創業資金融資制度を創設し、事業の安定化に向けた支援を行います。

商業の振興については、六郷地区の中心市街地活性化に向け、後継者対策や空き店舗の活用等について、店主や地域住民の意向を把握しながら、地域と連携した活性化計画の策定を進めます。また、起業や経営基盤の強化を促すため、起業に要する費用や新たな雇用が見込まれる事業所の新設、空き店舗等の活用への助成、増設に対する奨励金制度を継続して実施するほか、ラベnderを活用した地域産業の活性化に向けた取り組みを展開するとともに、美郷雪華関連商品を初めとした特産品開発を推進します。また、ふるさと納税制度による美郷町への寄附の促進と町内産業の活性化に寄与するため、お礼の品を町内事業者の公募によって拡充を図り、町内特産品等のPR及び地産外商等の相乗効果をさらに高めてまいります。

労働雇用対策の充実については、新卒者を初めとした雇用創出に対する支援とともに、資格取得、技術習得に係る就労支援事業を継続して実施し、雇用の確保、人材育成に向けて取り組んでいきます。また、技術功労者表彰制度を新たに創設し、技能者の地位向上とともに、技術水準の維持向上を目指していきます。

「快適で安全・安心に暮らせるまち」についてですが、交通安全及び防犯施設整備について、転落防止柵等の設置や更新、カーブミラーやグリーンベルトの設置、防犯灯のLED化を実施します。

防災体制の強化については、昨年の秋田県の調査により土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域の区域指定が変更されたことなどに伴い、防災ハザードマップを更新して全世帯に配付し、地域防災への意識の向上を図ります。また、防災情報の確実な伝達を目的に、防災緊急告知ラジオを全世帯に設置することとしており、3カ年計画の2年度目となる平成29年度は、土砂災害危険地域及び過去に浸水被害があった地域に隣接する行政区を対象に2,150台を設置します。また、要望が多く寄せられておりました防災行政無線による時報の拡充について、現在の午後6時に加え正午にも放送し、利便性を高めます。

防火設備については、防火水道管の更新を着実に進めるとともに、耐用年数を超えた消防用小型ポンプ3台を更新します。

「安定した行政経営のまち」についてですが、平成28年度の策定を予定している公共施設等総合管理計画に基づき、第2次美郷町公共施設再編計画の策定に着手します。また、ソーシャルネットワークワーキングサービスの普及により、情報発信手段が多様化している中、スマートフォンにも

対応した町ホームページの整備を行い、町政の情報発信に努めます。

役場本庁舎及び出張所窓口について、円滑な窓口業務にするようその業務推進について見直しを実施します。平成30年1月の実施に向けて、混乱を来さないよう町広報や町ホームページ等を通じて随時お知らせするとともに、各出張所と連携して窓口職員による来庁者への説明を行うなど、周知に努めてまいります。

以上、平成29年度における町政推進の基本的な考え方や主な施策の概要について申し上げます。

私どもを取り巻く環境は確かに変化していく中、これまでもそうでしたが、今後でもできる限り早期に変化を把握するとともに、対応が必要な変化にはできるだけ迅速に対応策を講じてまいり認識で取り組みを進めてまいりたいと存じます。そのためにも、全職員が常にアンテナを高く保ち、情報や動向に対して感度を磨くとともに、進むべき方向を見定めた上での思慮を重ねる認識を共有しながら、仕事に注力してまいりたいと存じます。

その上で、こうした姿勢と取り組みの積み重ねによって、住みよさを一層実感できる美郷町につながるよう、そして誇りを持って他者に語れる美郷町につながるよう、引き続き努力してまいりたいと存じます。

町民各位にはこうした方針にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には引き続き大所高所からのご指導をいただけますようお願い申し上げます、施政方針いたします。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの施政方針に2カ所訂正いたします。

先ほど、「快適さを実感できるまち」についてのくだりの部分で、「だいどうがわ」と言いましたが、「おおみちがわ」の間違いですので、訂正させていただきます。

それから、施政方針の「活力と働くよろこびが満ちるまち」のくだりの最後の部分で、技能功労者表彰者制度と言うべきを「技術功労者表彰制度」と言い誤りましたので、正確には「技能功労者表彰者制度」であるということで訂正し、おわびを申し上げます。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第1号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律再賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第1号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第2号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第6、陳情第2号 共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)法案の国会提出に反対する陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第2号については総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に提案される議案は、副町長佐々木敬治君に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前10時51分)

(午前10時51分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第1号の上程、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、同意第1号 副町長の選任についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 現在、副町長であります佐々木敬治氏は、平成29年3月31日をもって任期

満了となります。そこで、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定によりご提案するものです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 副町長の選任については原案に同意することに決しました。

佐々木敬治君を入场させてください。

暫時休憩いたします。

（午前10時53分）

（午前10時53分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第6号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第6号 秋田県町村電算システム共同事業組合規約の変更についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、秋田県町村電算システム共同事業組合規約につきまして、共同処理する事務の明確化を図るため、一部を変更するものでございます。

変更案は、議案4ページでございますが、新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集1ページをごらんいただきたいと思っております。

変更内容でございますが、現行規約第2条の別表1に変更いたしまして、3条で規定しております「電算共同システム」の内容を別表2として追加するものでございます。

議案4ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この規約は、知事の許可を受け、平成29年4月1日から施行することとさせていただきますが、別表2に掲げております「戸籍」につきましては、平成29年4月1日から起算して1年を超えない範囲内において規則の定める日から施行することとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第6号の説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第7号 町道の認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第7号についてご説明いたします。

次のページ並びに議案資料集は3ページをごらんください。

今回、町道認定に付すべき路線は、羽貫谷地地区、県営農地集積加速化基盤整備事業により整備された26路線及び認定外2路線で道路延長7,824.7メートルについて、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第8号 町道の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第8号についてご説明いたします。

次のページと議案資料集は4ページをごらん願います。

今回、町道廃止に付すべき路線は、従前の町道が羽貫谷地地区、県営農地集積加速化基盤整備事業に編入された11路線及び認定外2路線で道路延長5,921.7メートルについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第8号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

（午前10時58分）

（午前11時08分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号から議案第14号までの上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第9号 美郷町水道事業の設置等に関する条例の制定についての件、日程第12、議案第10号 美郷町水道事業給水条例の制定についての件、日程第13、議案第11号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての件、日程第14、議案第12号 美郷町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件、日程第15、議案第13号 美郷町特別会計条例の全部改正についての件、日程第16、議案第14号 美郷町簡易水道事業基金条例及び美郷町簡易水道布設事業費分担金徴収条例の廃止についての件、以上6件は関連がありますので会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、一括議題として上程します。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） それでは、最初に議案第9号についてご説明いたします。

地方公営企業法第4条に基づき、美郷町水道事業の設置等に関する条例を制定するものでござ

います。

12、13ページの別紙条例案をごらん願います。

第1条におきましては水道事業の設置を定義しまして、第2条は企業の経済性発揮、それから公共福祉の増進を経営の基本とし、給水区域は14ページからの別表に記載した現在の簡易水道給水地域6地区としております。給水人口は、将来予測により1万2,024人、1日最大給水量は4,659立方メートルとしております。

第3条におきましては、地方公営企業法に基づき、水道管理者を置かないことを条例で定めることにより、管理者の権限は地方公共団体の長が行うこととなります。

2項では、町長の権限に属する建設課を担当部署とするものであります。

第4条におきましては、重要な資産の取得及び処分の基準を定めるものであります。これは町の条例に準じております。

第5条におきましては、業務状況、説明書類の町への提出に関する規定でございます。毎事業年度の上半期分は11月30日まで、下半期分は5月31日までとしております。

同条第2項は、公表する報告の内容でございます。

同条第3項は、やむを得ない事由発生時の規定です。

附則としまして、第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行し、第2項、水道事業の施行に伴い、簡易水道設置条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第10号についてご説明いたします。

地方公営企業法第4条に基づき、美郷町水道事業給水条例を制定するものであります。

22ページから35ページの別紙条例案をごらん願います。

今回の条例案の給水に関する基本的な事項につきましては、現行の簡易水道事業の給水条例及び先進的に地方公営企業法による水道事業を実施している他自治体の例も参考としながら、条文の整理、整備を行ってございます。

第1条につきましては、本条例案の趣旨として、給水料金、給水装置の工事負担等給水条件の適正を保持するなどを定義し、必要事項を定めるものとしております。

第2条の給水区域につきましては、先ほどの議案第9号でお示しした区域を対象としています。

第3条は用語の定義。

23ページ、第4条から24ページの第8条第3項までは、給水装置と工事の施工関係で簡易水道給水条例と同様となっております。

9条から25ページ、第11条は新たに定めるものであります。

第9条につきましては、管理者が消火栓工事等、依頼を受けて工事を実施する場合の工事費の区分等を定め、その際の工事負担方法としまして、第10条工事費の予納の義務と精算方法、第11条は漏水等発生した場合の速やかな対処が必要となるため、管理者の配管工事の権限等を明記したものであります。

第3章の給水関係としましては、第12条から27ページの第22条第2項まで、28ページの第4章の料金、水道加入金及び手数料は、第23条から30ページ、第32条まで、第5章の管理につきましては、第33条から31ページ、第36条第2項まで、第6章の補則は、第37条から第39条まで、以上、第3章から第6章までの内容は、現在の簡易水道給水条例と同様の内容となっております。

附則としまして、第1項施行期日は平成29年4月1日から、32ページ、第2項は簡易水道給水条例の廃止、第3項手続関係の経過措置、第4項工事費、使用料関係の経過措置、第5項罰則関係の経過措置、第6項水道料金統一に関する経過措置、続いて33ページ第1表から34ページ別表第3は、現行の使用料金、メーター使用料、加入料金、今の簡易水道給水条例の内容と同様としてございます。

続きまして、議案第11号でございます。

地方公営企業法第4条に基づき、美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定するものであります。

38ページの別紙条例案をごらん願います。

今回の条例案につきましては、給与に関する基本的な事項について、町の一般職の給与に関する条例及び先進的に地方公営企業法による水道事業を実施している他自治体の例も参考としながら、条文等の整理、整備を行っております。

第1条につきましては、地方公営企業法第38条第4項の規定により、企業職員の給与等を定めることとしております。

第2条は給与の種類、第3条は給料表の規定ですが、町の給料表に準ずる必要があるため、今後、公営企業の規定で定めることとしております。

第4条の管理職手当から43ページ、第24条の委任までも同様に、町の条例に準じながら、詳細は今後、公営企業の規定で定めることとしてございます。

附則ですが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第12号についてご説明いたします。

簡易水道事業を地方公営企業法適用による水道事業とするため、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

46ページからの別紙条例案と、議案資料集は5ページをごらん願います。

資料集の美郷町監査委員条例の一部改正新旧欄の上段でございます。随時監査につきましては、地方自治法第235条の2第2項は、地方公共団体公金収納支払事務の監査の規定でございますが、これに必要があるとき、または水道事業管理者の要求があるときは、地方公営企業の監査ができるとする条文を追加するものであります。

続いて、請求または要求に基づく監査等も同様であります。

第6条第2項から第10条は、条文表記の整理でございます。

6ページの美郷町課設置条例の一部改正につきましては、条文の整理と建設課の欄の3番「上下水道」となっているものを「下水道」と「水道事業」に改めるものであります。

続いて、美郷町情報公開条例の一部改正につきましては、実施期間の欄の「固定資産評価審査委員会」の表記の後に、水道事業の管理者の権限を行う「町長」を加え、条文表記を整理するものであります。

次に、7ページの美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正は、条文表記の整理であります。

8ページの美郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましては、簡易水道から水道事業に切りかわることによる第1条は準用規則の追加、第3条の布設工事監督者の資格、第4条の水道技術管理者の資格につきましては、水道法施行令の読みかえ規定により、簡易水道の水道実務の経験年数は水道事業の2分の1とされています。それを今後水道事業となるため、それぞれ改めるものであります。

10ページ、第4条第2項につきましては、六郷地区の公営住宅、民間事業所等の専用水道がございますが、読みかえ規定を適用するものであります。

議案の48ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第13号をお願いいたします。

簡易水道事業を地方公営企業法適用による水道事業とするため、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

50ページの別紙条例案をごらん願います。

現行の規定では、(2)の表記、いわゆる第1条第2号の部分が簡易水道事業特別会計となっていますので、これを削除し、次の集落排水特別会計のほか、2会計の号の表記をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。

なお、今後の水道事業につきましては、地方公営企業法第17条の規定により、水道事業会計として位置づけられることとなります。

附則でございます。

第1項は、この条例は平成29年4月1日から施行し、第2項といたしまして、簡易水道事業特別会計の平成28年度の収入、支出及び決算につきましては、なお従前の例により処理することとし、第3項では、簡易水道特別会計に属する財産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、美郷町水道事業会計に引き継ぐこととするものでございます。

続きまして、議案第14号についてご説明いたします。

簡易水道事業を地方公営企業法適用による水道事業とするため、簡易水道事業基金条例及び美郷町簡易水道布設事業費分担金徴収条例を廃止したく、提案するものであります。

52ページ、別紙条例案をごらん願います。

基金条例分担金徴収条例は、水道事業への移行に伴う条例の廃止でございます。

附則第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行し、第2項、この条例による廃止前の分担金の徴収等については、従前の例とするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第9号から議案第14号までの説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第15号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

提案理由であります。個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が5月30日から施行されること、また、美郷町簡易水道事業を地方公営企業法の適用する上水道事業とするため、関連する3本の条例の規定を整備する必要があり、提案するものでございます。

改正条文は、54ページ、55ページでございます。

今回の改正の主な内容ですが、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報

連携について、いわゆる番号法で規定された事務以外で個人番号が利用できる独自利用事務の情報連携が新たに規定されたことによる改正が主なものとなっております。

それでは、議案資料集11ページからの新旧対照表にて説明いたしますのでお願いいたします。

第1条による改正は、美郷町個人情報保護条例の一部改正であります。

第2条第1号は、「水道事業の管理者の権限を行う町長」を追加するものであります。

以下の条文の改正は、独自利用事務の情報ネットワークシステムの仕様に関する準用規定の追加や番号法の条繰り下げ、字句の修正、統計法の改正によるものでございます。

次に、13ページ、第2条による改正である美郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正及び第3条による改正である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、番号法の条及び号の繰り下げによる改正であります。

14ページの第4条による美郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、第21条の2については、まだ施行されていない条文であることから、一部改正する条例の一部改正とするものでございます。

改正内容ですが、情報提供等記録の訂正を実施した場合の提供先への通知について規定したものでございます。

新旧対照表は以上でございます。

それでは、改正条文の55ページにお戻り願います。

この条例は、平成29年5月30日から施行するものですが、第1条中、第2条第1号である上水道事業関連の規定については、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第16号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

提案理由であります。財政健全化の取り組みに伴いまして、関連する6本の条例の規定を改正したく、提案するものでございます。

改正条文は、58ページから62ページまででございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集15ページからの新旧対照表をお開き願います。

第1条による改正は、美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第4条の費用弁償につきましては、農業委員会の委員、教育委員会の委員、監査委員及びスポーツ推進委員につきまして支給しないとするもので、鳥獣被害対策実施隊員につきましては、新たに日額2,900円を支給するものでございます。

また、第2項の規定により支給する非常勤特別職の旅費の額につきましては、美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正にあわせ、条文を整理するものでございます。

非常勤特別職の報酬の額を規定してございます別表につきましては、議会選出の監査委員については「月額3万2,700円」を「月額3万5,000円」に、同じく識見者は「月額3万8,000円」を「月額5万8,000円」に、スポーツ推進委員は「年額4万3,200円」を「日額5,000円」にそれぞれ改め、社会教育指導員、公民館長、学友館長につきましては規定を削除するものでございます。

次に、第2条による改正である美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第3条ですが、給料を町長2万円、副町長1万円それぞれ減額し、町長「79万6,000円」に、副町長「59万5,000円」に改正するものであります。

次のページですが、旅費である宿泊料について、「県外」「県内」で区分しておりましたが、国・県の旅費支給基準に合わせ「甲地方」「乙地方」の区分とするものであります。

甲地方とは、東京都の特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、財務省令で定める地域と、その他これに準ずる地域で、財務省令で定める地域をいうものであります。

次に、第3条による改正である美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正ですが、給料を9,000円減額し「53万4,000円」に改正するものであります。なお、三役給料の改正につきましては、1月30日に開催しました美郷町特別職報酬等審議会において、改正は妥当との答申をいただいております。

次に、第4条による改正である美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、16ページ下段から18ページ上段までであります。

内容ですが、特殊勤務手当を支給する種類と金額を見直しするもので、これまで支給対象とし

ていた徴税事務に従事する職員と用地買収業務に従事する職員への支給については、勤務状況や勤務体制等の変化により通常業務としての勤務対応となっていることから、この2つの特殊勤務手当を廃止とし、防疫等に従事する職員についての特殊勤務手当については、県内市町村の支給状況等を勘案し「1日500円」と額を見直すものでございます。

18ページ中段ですが、第5条による改正で、美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。

これまで、3級以上の職務にある者と2級以下の職務にある者では日当及び宿泊料に差異がありました。これを3級以上の職務にある者の額に合わせ一本化するものであります。宿泊料については、特別職同様に甲地方、乙地方により区分する改定であります。

なお、公務上の必要性、天災、その他やむを得ない事情によりまして定額の宿泊料で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費支弁できる規定とするものでございます。また、この一般職の旅費の改定に合わせ、関連する美郷町証人等の実費弁償支給条例の一部改正を行い、条文を整理するものでございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第17号 美郷町職員定数条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第17号についてご説明いたします。

提案理由ですが、第3次美郷町職員定員適正化計画の策定及び地方公営企業法適用による水道事業の開始に伴い、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正内容ですが、改正条文は54ページでございますが、新旧対照表にて説明いたしますので議案資料集20ページの新旧対照表をごらんください。

第1条の定義に「公営企業」を追加し、第2条第2号の町長の事務部局の職員を「138人」に、第5号の教育委員会の職員を「95人」に変更し、第6号に「公営企業の職員14人」を追加し、「計261人」とするものでございます。

定員の内訳ですが、職員定数についてはあくまでも上限であるため、現在の職員数を基本とし、休職者が発生した場合や定年退職者が再雇用制度を利用することなどを想定し調整を加えた数字であり、また、ほかの職員が他の職務を兼務しないということを想定した数字であることから、実質の職員数よりも多い定数となっております。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第18号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第18号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

道路法施行令の一部の改正する政令が公布され、道路占用料の所要の規定を改正したく提案するものであります。

次の66ページ及び議案資料集は21ページから25ページとなっております。

今回の改正ですが、民間の土地価格水準、それから賃料水準の変動等を反映したもので、おおむね3%の減額となっております。また、地下に設ける食事施設等の占用料について、近傍類似の土地価格に乗じる率の適正化が図られています。

資料集25ページの下段、附則第2項による改正ですが、道路法施行令の改正に合わせ、関連があります美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部改正としまして、電柱、電話柱等の使用料を改正するものであります。

議案の72ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行し、第2項、あわせて法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第19号 美郷町公園設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 稔君） 議案第19号についてご説明いたします。

提案理由であります。旧千畑南小学校グラウンド跡地の平場の森整備事業が完了したことに伴い、その設置について規定するため、条例の一部を改正したく提案するものです。

改正条文は74ページであります。新旧対照表にてご説明いたしますので議案資料集26ページをごらんください。

第2条で公園の名称及び位置等を別表にて規定しておりますが、別表の最後に平場の森公園について、名称、位置、面積を追加規定するものであります。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第20号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 議案第20号についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、消防団員の定員の変更、機能別消防団員制度を導入するため、所要の改正を行いたく提案するものでございます。

改正内容は、76ページ別紙でございますけれども、議案資料集27ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

第2条でございますが、消防庁告示である消防力の整備指針の内容を勘案しまして、現在の定員「448人」以内を「405人」以内とするものでございます。

第2条の2は、団員の種別を基本消防団員と機能別消防団員とし、第3条第2項に機能別消防団員の資格を定義してございます。

第10条の改正は、議案第16号 財政健全化の取り組みに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての内容と整合を図るため、消防団員の旅費について改正するものでございます。

28ページに続きます別表につきましては、字句の修正及び機能別消防団員の年報酬を5,000円と規定するものでございます。

議案76ページにお戻りいただきまして、附則におきまして、この条例は、本年3月31日から施行することとしてございます。

機能別消防団員の位置づけとしましては、身分は基本団員と同じとしてございます。分団ごとの定員、定年等機能別消防団員の職務の内容につきましては、別に規則で定めることとしてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第21号 美郷町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第21号について説明いたします。

提案理由ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行令の一部が改正されたことによりまして、3年以内の期間で市町村等が条例で委員の任期を定めることができるという改正になりましたので、本町においても委員の任期を3年とされたく提案するものです。

次のページをごらんください。また、議案資料集の最後の29ページが新旧対照表となっておりますので、あわせてごらんください。

改正条文ですが、第2条の次に1条を加えまして3条として、「委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前者の在任期間とする」を追加いたします。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日からの施行といたします。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第22号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第22号についてご説明いたします。

これまでの事業に要した起債の償還などに充てるため、1億4,000万円以内を一般会計から特別会計へ繰り入れし、下水道事業の円滑な推進を図るものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第25、議案第23号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第23号についてご説明いたします。

これまでの事業に要した起債の償還などに充てるため、1億1,000万円以内を一般会計から特別会計へ繰り入れし、農業集落排水事業の円滑な推進を図るものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第23号の説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第26、議案第24号 美郷町水道事業会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第24号についてご説明いたします。

これまでの事業に要した起債の償還などに充てるため、地方公営企業法第17条の2第1項及び第2項の規定により、1億7,000万円以内を一般会計から水道事業会計へ繰り入れし、水道事業の円滑な推進を図るものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第24号の説明が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午前11時52分）

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第27、議案第25号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第11号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第25号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,018万7,000円を減額する件、債務負担行為の補正2件、繰越明許費の補正6件及び地方債の補正4件でございます。

はじめに、90ページ、第2表債務負担行為補正からご説明いたします。

1件目の美郷町あったか山直売所管理費でございますが、施設の警備に要する経費分の増額のため、また2件目の美郷町中小企業振興資金融資制度利子補給でございますが、融資実績の伸びに伴う補助金総額の増額のため、それぞれ限度額を変更するものでございます。

続きまして、91ページ、第3表繰越明許費補正をご説明いたします。

まずは、2款3項地方公共団体情報システム機構交付金事業でございますが、同機構が実施する事業に対する交付金でございますが、年度内の完了が見込めないことから、国の指示を受け次

年度に繰り越すものでございます。

続きまして、3款1項臨時福祉給付金事業（経済対策分）から8款2項社会資本整備総合交付金事業（橋梁点検）までの4件でございますが、いずれも平成28年度国の補正予算による事業でございます。年度内の事業完了が見込めないため次年度に繰り越すものでございます。

最後に、9款1項広域消防負担金事業でございますが、広域消防新庁舎建設事業に対する負担金でございますが、電気工事の一部につきまして、他工事との工程との兼ね合いから年度内完了が見込めなくなり、大曲仙北広域市町村圏組合において当該予算を繰越明許費とすることから、次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、92ページ、第4表地方債補正を説明いたします。

地方債の追加でございますが、県営経営体育成基盤整備事業負担金の財源としまして、過疎対策事業債から農業生産基盤整備事業債に振り替えるものでございます。また、変更の3件につきましては、充当する事業の事業費の確定等により起債額を調整するものでございまして、合併特例債につきましては9,780万円の増額、過疎対策事業債につきましては9,110万円の減額、緊急防災・減災事業債につきましては580万円の増額で、それぞれ限度額を補正するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、年度末を迎え、事務事業の完了や完了見込みを受けまして使用料や補助金等の補正が多くなってございます。こうした実績による、または実績見込みによるなどの理由での増減につきましては、特別説明を必要とされる部分以外は省略をさせていただきます。それ以外の項目につきまして順次説明させていただきます。

○**税務課長（齊藤敦子君）** それでは、96ページ、97ページをお願いいたします。

1款1項1目個人の町民税でございますが、所得の修正申告等も落ちつき増収が見込めることとなったため、3,100万円の補正をお願いするものでございます。

2目法人の町民税につきましては、1法人の平成26年から3年分の修正申告により増額が確定しましたので、800万円の補正をお願いするものでございます。

○**教育総務課長（煙山光成君）** 同じページ下段、12款1項2目2節のうち、こども園使用料の減額でございますが、多子世帯減免の適用範囲の変更に伴う減額約515万円が主なものでございます。このほか、9月に実施しました住民税額の確定に伴う算定切り替えによる減額、それから昨年4月2日より後に第3子以降が出生したことに伴う第2子の無料化などによるものでございます。次の広域入所給付金でございますが、他自治体から美郷町の認定こども園に入園されている20人分の給付金でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 下から2段目でございます。3目1節斎場使用料でございますが、1月末現在で利用件数が前年実績を30件上回っております。今後、不足が見込まれるため増額するものでございます。なお、歳出にも同額を計上しております。

次のページをお開きいただきまして、98、99ページでございます。

中段でございます。2項2目2節ごみ処理手数料滞納繰越分でございますが、平成21年度分におきまして小売店の廃業による未納がございます。この債権について計上するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 下段になります。13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金ですが、簡素な給付措置における年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給が終了しまして国からの負担額が確定しましたので、多かった分を減額補正いたします。3節医療給付費負担金ですが、養育医療費の不足が今後見込まれるため必要額を計上しております。国の負担額2分の1分でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、100ページ、101ページをお願いいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金の地方創生推進交付金でございますが、「美郷を創る」みさとびと育成プログラム事業に対する交付金でございます。対象事業費の2分の1でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 次の2目2節児童福祉費補助金でございますが、放課後児童クラブの利用児童数の増加及び障害児の受け入れに伴う放課後児童健全育成事業分約205万円分の増額を見込んでおります。このほか、一時保育などその他の事業は実績見込みによる減額があり189万6,000円の増額となったものでございます。

○農政課長（高橋 穰君） 4目2節農村整備費補助金の農業基盤整備促進事業費補助金は、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な圃場整備事業に対するものですが、予定受益者の事業実施取り下げによる事業量の減少によるものです。

○建設課長（小林宏和君） 次の道路新設改良費補助金ですが、社会資本整備総合交付金の額決定による減額で、今年度の交付率は37%となっております。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の102、103ページをお開きください。

一番上段になります。14款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金としまして、後期高齢者医療特別会計に繰り出す負担金が確定しましたので減額いたします。それから、3節医療給付費負担金ですが、先ほどの国と同じように養育医療費の不足が見込まれるため、県負担金分4分の1分を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 中段となります。2項2目3節児童福祉費補助金でございます。

放課後児童健全育成事業補助金でございますけれども、13款2項2目でご説明いたしましたとおり、放課後児童クラブの利用児童数の増加及び障害児の受け入れに伴う増額でございます。

次に、市町村子ども・子育て支援事業費補助金でございますが、認定こども園に入園していない就学前児童を対象とした子育て支援事業の経費増に伴います県補助金の増額でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） その下の4節医療給付費補助金ですが、本年度の医療費等の実績見込みから減額いたします。

その下、3目1節保健衛生総務費補助金のがん検診助成事業費補助金ですが、検診期間が終了しましたので、不用額を減額いたします。

○農政課長（高橋 穰君） 4目2節農業振興費補助金ですが、104ページ、105ページをお願いいたします。

中段の大規模肉用牛団地整備事業費補助金ですが、大仙・仙北・美郷地域畜産クラスター協議会が事業実施主体となっていく町の畜産農家の規模拡大のための肥育牛舎建築事業への補助ですが、国・県の補正対応に伴い新規に追加補正するものです。事業費の2分の1補助で、歳出にも同額計上してございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 同じページでございますが、6項1目1節学校支援地域本部事業補助金でございますが、地域と学校の連携強化事業及び青少年教育事業に対する補助で、事業精査により追加内示がございました。その補正をお願いするものでございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 1枚おめくりいただきまして、106ページ、107ページ上段をごらん願います。

3項1目2節税務総務費委託金の県民税徴収取扱交付金につきましては、町民税の増額に伴う補正でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 下段から、下から2番目の15款1項2目1節配当金ですが、六郷開発株式会社より110万円のほか、秋田銀行、東北電力よりの配当があったものでございます。

次のページ、109ページでございます。

109ページの上段であります2項1目1節土地売払収入は、法定外道路、水路など6件の普通財産の売払収入であり、立木売払収入は、仏沢地区の搬出間伐材の売り払いの実績による増額でございます。

2目1節物品売払収入は、除雪ドーザ、消防用小型ポンプなど売り払いの収入の実績によるものでございます。

16款1項1目一般寄附金につきましては、1団体、1法人、1個人からの寄附金分でございます。

す。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2目指定寄附金のふるさと美郷応援寄附金でございますが、ことし1月末日までの合計137件分でございます。昨年度同期との比較では件数で45件、金額で167万8,000円の増となっております。また、地方創生応援寄附金、企業版ふるさと納税でございますが、「生菓の里 美郷」構想推進事業に対する寄附1件分を計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の110ページ、111ページをお願いいたします。

上段でございますが、19款5項4目雑入1節雑入の一番上にあります広告料8万8,000円でございますが、スマートフォンでミズモが町内の観光地や飲食店等を案内する美郷町観光ガイドアプリについて、登録されている飲食店や商業施設44店舗から1店舗当たり2,000円の広告料が納入されるため、補正するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 4つ目になります。後期高齢者医療制度特別対策補助金ですが、利用の実績見込みにより減額いたします。その下の介護予防サービス計画作成費収入と、それから生きがい活動支援通所事業負担金は、いずれも利用者が増えておりまして今後増額が見込めるため、必要分を補正いたしております。それから、その下の未熟児養育医療自己負担金ですが、先ほどの養育医療費に係る自己負担分の計上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 3つ下の保険金受入金は、総合賠償保険金1件と建物災害共済金4件分でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 一番下にあります療養給付費負担金の精算金ですが、後期高齢者医療事業の平成27年度分が確定しましたので、多く繰り出した分を計上しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） その下でございます。6目1節行政代執行費徴収金でございますが、平成25年度分の危険空き家解体に係る行政代執行費が未納でございまして、その債権について計上したものでございます。

なお、行政代執行法が準用する国税徴収法の規定によりまして、この債権につきましては滞納処分の執行停止措置をとってございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、20款町債でございます。1目総務債から8目農林水産業債まででございますが、充当する事業の実績や実績見込みに加え、県との充当協議などを踏まえての増減を計上してございます。

歳入は以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 歳出でございます。

はじめに、各款項目の2節、3節、4節の人件費について、一括して説明いたします。

今回の人件費の補正は、一般職について育児休業取得などにより不用額をそれぞれ減額調整及び共済負担金の追加費用額の確定により減額するものであります。

人件費の概要につきましては、166ページからの給与費明細書に記載してございますのでごらん願います。

一般職ですが、2節、3節の給与費が1,668万2,000円、4節共済費が2,200万円それぞれ減額となっております。

人件費の概要は以上でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 人件費以外の歳出における今回の補正予算についてでございますが、歳入と同様、事務事業の完了や完了見込みを受けての補正が多くなってございますので、歳入の説明と同様に特別説明を必要とする部分以外は省略させていただき、それ以外の項目につきまして順次説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、118ページ、119ページの中段をお願いいたします。

2款1項2目行政推進費の19節美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金でございますが、乗り合いタクシー事業の利用状況が見込みを上回る状況で推移してございまして、予算に不足が見込まれるため増額を計上するものでございます。ことし1月末日現在の延べ利用人数は4,702人となってございまして、前年度同期と比べて360人、8.3%の増となっております。

続きまして、122ページ、123ページ上段をお願いいたします。

7目電子計算費の14節事務機器借上料でございますが、財政健全化の取り組みの一環としてコピー機やプリンターなどの事務機器使用料の削減に取り組んでございまして、印刷における経費単価の安い機種へ変更するなどの取り組み結果の減額でございます。また、3行下の19節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金につきましては、福祉医療システムなどの改修に要する負担金の増でございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 1枚おめくりいただきまして、124ページ、125ページ上段をごらん願います。

2項1目税務総務費3節時間外勤務手当でございますが、申告相談の事前作業に必要な給与支払報告書を電子送信する地方税電子化協議会のシステムにふぐあいが生じたことにより、1月下旬から2月上旬にかけて給与支払報告書の手入力作業が発生しました。2月1日から始まる申告相談に向けて町民の方々にご迷惑をおかけしないよう、できるだけ早くデータ入力作業を終了させるため職員全員が時間外勤務による緊急対応をしたため、想定していた時間外勤務時間をはるかに上回ることとなり、増額補正をお願いするものでございます。

2目賦課徴収費13節電算保守委託料でございますが、4月11日でサポート期間が終了するV i s t a を使用している地方税ポータルシステム用端末を新しいバージョンにするためのセットアップ作業委託料を計上しております。

○福祉保健課長（高橋久也君） ページ飛びます。128、129ページの下段をごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費ですが、11節から20節扶助費までは年金生活者等支援臨時福祉給付金等3つの給付金の精算でございます。当初では8,400人を見込みに予算化しておりましたが、交付決定者は6,250人となりまして、事務費とこの分の精算を含めまして多かった分を減額しております。

それから、23節返還金は、平成27年度分の生活困窮者就労準備支援事業費補助金の額が確定したことにより多かった分を返還するとして計上しております。

それから、その下2目障害者福祉費の23節返還金ですが、これも障害者自立支援給付費等国庫負担金の平成27年度分のサービス利用実績が見込みを下回り確定したことによりまして、多く頂戴していた分を精算し返還するものでございます。

次の130ページ、131ページ中段をごらんください。

3款1項3目高齢者福祉費13節委託料ですが、先ほど歳入でもご説明いたしました、生きがい活動支援通所事業委託料、介護予防支援業務委託料ともに利用者が増えておりまして、現予算では今後不足が見込まれるため補正計上しております。それから、19節1段目、広域介護保険事業負担金は、県給付等見込みによる構成市町村の負担金の額が確定したことによる減額をするものでございます。

続きまして、4目20節扶助費ですが、国保特別会計による医療費等の減少に伴いまして、関連する福祉医療費分も少なくなってきましたので、実績を見込み減額しております。

1枚めくっていただき、132、133ページ上段をごらんください。

後期高齢者医療特別会計の繰出金ですが、保険基盤安定負担分としまして、後期高齢者医療特別会計に繰り出す負担金が確定しましたので、不用額を減額いたします。

○教育総務課長（煙山光成君） 続きまして、中段、2項2目児童福祉施設費でございますが、18節教材購入費につきましては、4月に認定こども園に入園する低年齢のお子さんが増えることから、雨具かけやロッカーなどの備品を今年度内に購入して準備したく増額をお願いするものでございます。

次に、4目子育て支援費12節手数料でございますが、放課後児童クラブの口座振替手数料及びクリーニング代等に不足が見込まれ、増額をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 1枚めくっていただきまして134ページ、135ページ、前のページからの続きになりますけれども、4款1項1目保健衛生総務費の20節扶助費ですが、先ほど歳入でも説明しましたが、未熟児の養育医療費に係る予算に不足が見込まれるため必要額を計上しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 同じページの下から2段目でございます。

3目19節斎場使用料負担金でございますが、歳入でも申し上げましたが、1月末現在で利用件数が前年度を30件上回っております。不足が見込まれるため増額するものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の136ページ、137ページをお願いいたします。

上から3段目の5款1項2目雇用対策費の19節正規雇用者育成支援事業補助金でございますが、町内事業所1社から町民の新卒者1名を正規雇用したので、正規雇用者育成支援助成金の申請があり、補正をお願いするものでございます。

○農政課長（高橋 稔君） 140ページ、141ページをお願いいたします。

6款1項4目美郷ブランド確立費ですが、19節販売拡大応援事業補助金は、美郷ブランド品目を初めとする園芸作物並びに農産加工品の出荷販売の経費に対する助成ですが、実績見込みによる減額であります。

その下、美郷ブランドゆうき応援事業補助金は、特別栽培米及び美郷ブランド品目の栽培に当たり、町の堆肥センターで生産した堆肥「美郷の大地」を使用した場合、その購入費に対する助成ですが、使用増加により不足が見込まれ増額するものです。

なお、これら2つの事業費を組み替え補正するものでございます。

続きまして、7目畜産業費ですが、次のページをお願いします。

一番上の19節ですが、大規模肉用牛団地整備事業費補助金ですが、歳入でも説明した畜産クラスター事業による牛舎建築事業への補助金の追加です。事業費の2分の1補助ですが、全額、国・県の補助金を財源としております。なお、全額、平成29年度へ繰り越すものでございます。

次に、8目農村整備費19節の中段の農業基盤整備促進事業費補助金は、こちらも歳入で説明しましたが、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な圃場整備事業に対する定額助成で、予定受益者の事業実施取り下げに伴う事業量の減少によるもので、歳入歳出同額の減額であります。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の144ページ、145ページをお願いいたします。

下段にございます7款1項2目商工振興費19節の上から3番目の中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、昨年11月1日融資分から利率が引き下げられ、中小企業振興資金が年利「2.25%」から「1.75%」、小口零細企業振興資金が「2.05%」から「1.55%」となりました。そ

の結果、融資希望者が増加し、融資額が前年対比約1.5倍、融資件数が1.4倍となったことから、信用保証協会保証料及び利子補給補助金について増額の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 次に、148、149ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費の11節需要費ですが、現場用公用車の燃料代の補正でございます。それから、13節、15節、17節は、社会資本総合交付金の交付率37%に伴う発注実績による減額であります。

○住民生活課長（小原隆昇君） 152、153ページをお開きいただきます。

中段でございます。9款消防費1項1目19節でございますが、消防庁舎の建設費の確定、広域消防への負担金が確定したことによる増額でございます。9款は以上でございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 少し飛んでいただきまして160、161ページをお願いいたします。

10款5項2目11節修繕料でございますが、1月15日の大雪により武道館、弓道場敷地内の立木の倒木によりの場屋根に被害が出ておりましたが、安全確保のため早期に修繕いたしたく追加をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、162ページ、163ページ中段をお願いいたします。

12款1項1目公債費の元金でございますが、借り入れ利率の見直しの結果による元金の増加分を計上するものが171万7,000円、財政健全化の取り組みの一環として後年度の財政負担の軽減のため町債の繰り上げ償還を実施するためのものが1億9,978万4,000円でございます。繰り上げ償還分の内容でございますが、平成19年と平成22年に公益財団法人秋田県市町村振興協会から借り入れたものでございまして、借入利率は1.1%から1.4%でございます。

同じく2目利子でございますが、借入利率の見直し結果などによる減額でございます。

続きまして、13款1項1目基金費でございますが、財政調整基金分が43万3,000円、減災基金分が5万円、ふるさと美郷子ども育成基金の寄附金分が301万2,000円でございます。

続きまして、14款予備費でございますが、歳入歳出の差額を調整するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第28、議案第26号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(高橋久也君) それでは、議案第26号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号について説明いたします。

今回の補正は、被保険者の減少などにより医療費全体が減少を続けていることから、歳出においては保険給付費の減額、歳入においては歳出の実績の見込みによります療養給付費等の国・県などからの各負担金が確定したことによりまして、予算を整理した結果、1億1,014万8,000円を減額するものでございます。

内容について説明しますので、176、177ページをお開きください。

歳入ですが、上段、3款1項1目療養給付費等負担金、それから2目高額医療費共同事業負担金は、療養給付費負担金、それから介護納付金負担金、高額医療共同事業負担金とも国が負担する額の確定によりまして関係負担金を減額補正しております。理由としまして、平成28年度分の保険給付費が予算以上に減少していることなどから減額となりました。

次の3款2項2目特定健康診査等補助金は、実績によるものでございます。

次の4款1項1目療養給付費等交付金、それから6款1項1目高額医療費共同事業負担金、それから次のページの7款1項1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金については、国庫負担金と同じく平成28年度分の保険給付費の見通しにより国からの交付金や県との共同安定化事業の交付金が確定したことによるものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金ですが、出産育児一時金等の実績見込みにより減額いたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

180ページ、181ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は、実績見込みによります。

2款1項療養諸費、それから2項高額療養費の各19節負担金補助及び交付金は、いずれも保険給付費の減によるものでございます。加えて、退職者分が大きくなっているのは、制度改正により平成24年3月以降は退職者医療制度への新たな加入がなくなりまして、被保険者数が減少してきているためでございます。

それから、182、183ページをごらんください。

2款4項1目出産育児一時金、5項1目葬祭費は、実績見込みによるものでございます。

それから、6款1項1目介護納付金、7款1項1目高額医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金の各19節負担金補助及び交付金についても、保険給付費の減、給付対象、レセプト

の減少などから納付金、拠出する金額についても減少となったため減少を計上しております。

次の184、185ページをごらんください。

8款1項1目特定健康診査等事業費の実績見込みによる減額でございます。

12款1項1目予備費において財源調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第26号の説明が終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第29、議案第27号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第27号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、2,598万6,000円を減額する件と地方債の補正でございます。

第2表地方債からご説明いたします。

191ページをお願いいたします。

地方債補正でございますが、六郷畑屋地区の水道安定供給事業の精査による水道債、過疎債の限度額の減額です。

続きまして、196、197ページをお願いいたします。

今回の補正、歳入、1款分担金及び負担金から次の198、199ページの7款町債の補正につきましては、いずれも実績及び精査によるものでございます。

次に、200ページ、201ページをお願いいたします。

歳出、1款簡易水道事業費から続いて202、203ページの2款公債費の補正につきましても、いずれも実績及び精査によるものでございます。

簡易水道特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第27号の説明が終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第30、議案第28号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第28号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、118万3,000円を減額する件と、繰越明許費の設定1件でございます。

第2表からご説明いたします。

209ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、流域下水道の管渠の耐震診断、それから最終沈殿池ポンプ室等の耐震補強工事につきまして、年度内の完成が見込めず次年度へ繰り越す旨、県から通知があり、その負担相当額を計上してございます。

214、215ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金は、実績精査によるものでございます。

次の216、217ページをお願いいたします。

歳出、1款2項1目、それから1段飛びまして、2款1項2目は事業実績によるものです。

中段の1款3項1目下水道整備事業費は9万1,000円を補正し、合計額362万3,000円としまして、そのうち234万3,000円は第2表により翌年度に繰り越すこととなります。

下水道特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第28号の説明が終わりました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第31、議案第29号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第29号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第

5号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、175万7,000円を減額する件でございます。

歳入からご説明いたします。

226、227ページをお願いいたします。

歳入、2款1項1目農業集落排水使用料から6款2項1目預金利子は、いずれも実績精査によるものでございます。

6款3項1目雑入は、後三年処理施設のガラス壁破損に対する保険金の受け入れでございます。

次に、228、229ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目並びに2款1項2目は、事業実績によるものでございます。

農業集落排水特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第29号の説明が終わりました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第32、議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料の見込み額と保険基盤安定繰入金額の確定によりまして、後期高齢者医療広域連合への納付金691万4,000円を減額するものでございます。

内容について説明いたしますので238、239ページをごらんください。

歳入の1款1項においては、本年度の各保険料の調定見込み額を計上しております。

3款1項2目には保険基盤安定繰入分として、実績によりまして一般会計間の繰入金を減額計上しております。

続いて、歳出ですが、次の240ページ、241ページをごらんください。

2款1項1目において同額を後期高齢者医療広域連合納付金から減じることとして計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第30号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月3日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時46分)

